

里庄町 自動車急発進防止 装置整備費補助金 が始まります！



里庄町では、高齢運転者の交通事故防止および事故時の被害軽減を目的として、自家用車に後付けで設置する急発進防止装置の整備費用の一部を補助します。

補助対象者 ※①～⑤をすべて満たす個人の方です。

- ①里庄町内に住所を有する方
- ②令和3年3月31日までに、満65歳以上となる方
- ③有効な自動車運転免許証を保有している方
- ④非営利で自ら使用する自動車へ装置を設置する方
- ⑤町税等を滞納していない方



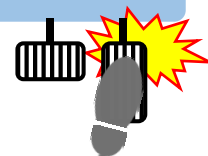
補助対象の急発進防止装置 ※①②をすべて満たす装置が対象となります。

- ①国の認定した「後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置」であること

※対象となる装置かどうかは、企画商工課にお問い合わせいただくか、下記の国交省ホームページでも確認できます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000328.html

- ②岡山県内の認証整備事業者が設置すること



補助金額

装置の種類	補助金額	上限額
センサー有り	装置の整備に要する 経費の3分の2	2万円
センサー無し		1万円

※国の「サポカー補助金」を利用する場合は、国補助金額を除いた額が対象となります。

※一人につき1台1回限り、予算額に達した場合は終了となります。

受付方法等

- ①受付開始日：令和2年6月1日(月)から
- ②受付時間：土日祝日・年末年始の町役場閉庁日を除く、平日午前8時30分～午後5時15分
- ③利用方法：裏面をご覧ください。

補助金の申請から交付までの流れ

(1)急発進防止装置の取扱販売店にて、整備費の見積を取る

※すべての車両に設置できるものではないため、使用している自動車に設置できるかどうかを必ず事前に正規ディーラー又は設置販売事業者でご確認いただく必要があります。

(2)町へ申請する

装置を整備する前に、以下の添付書類とあわせて企画商工課へ交付申請書を提出してください。様式は、企画商工課窓口、町ホームページから入手できます。

【添付書類】

- ①車検証(使用者欄が申請者本人)の写し
- ②自動車運転免許証の写し
- ③見積書
- ④町税完納証明書の原本(申請日前3か月以内の発行)
- ⑤その他必要書類
- ⑥委任状(代理人による申請の場合)

代理人による
申請も
可能です

(3)装置を整備する

申請書類を審査の上、申請書に記載された住所に「交付決定通知書」を郵送します。町から「交付決定通知書」が届いてから整備してください。

(4)町へ実績の報告、補助金の請求をする

装置の整備後、すみやかに以下の添付書類とあわせて、企画商工課に「実績報告書」と「補助金請求書」を提出してください。

【添付書類】

- ①取扱販売店の発行した領収書の写し
 - ②保証書その他装置の品番が分かる書類の写し
- ※②の内容が記載されていれば①のみでも構いません

(5)補助金の支払い

実績報告が適当と認められた場合、町から「確定通知書」が届き、補助金をご指定の口座へ振り込まれます。

(注意)補助金を受けた急発進防止装置は、原則1年以上使用して下さい。

ただし、病気等により運転が困難になった場合等は、無理せず運転を中止し、免許返納等をご検討ください。